

4-(1)	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条、第11条、第12条、第14条 同法施行規則 第8条の5
要望の具体的内容	<p>産業廃棄物の処理を、親会社・連結子会社間および親会社・持分法適用会社間に委託する場合には、排出者の「自ら処理」と位置付け、処理側は産業廃棄物の処理業の許可を得なくてもよいこととすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>事業者が産業廃棄物の処理を自ら行う場合廃棄物処理業の許可は不要である一方、処理を他に委託する場合委託先は処理業の許可が必要となる。グループ会社に委託した場合、別法人であるため「自ら処理」とは見なされずグループ会社は処理業の許可が必要となる。</p> <p>経営効率化の観点から企業の分社化が進む中、①親会社が製造した商品を、子会社が卸売業として販売し、不良品等のリサイクル処理は親会社に委託する、②生産工程で発生した産業廃棄物を、処理施設を持つ同一法人内の事業場で処理するため、自社製品の通常の物流を活用するが、その運搬はグループ会社が行っている、といったケースが存在する。①の場合親会社、②の場合グループ会社が、処理業の許可を得る必要が生じる。これを「自ら処理」とみなし、許可を不要とすれば、事務負担が軽減されるとともに、企業グループ内での産業廃棄物の再生利用が促進され、資源の有効利用につながる。</p> <p>昨年の政府回答では、「企業グループといえども、各企業は業務内容の異なる別法人であるため、適正処理を担保できない」と指摘されているが、親会社・連結子会社または持分法適用会社間で、排出者の「自ら処理」とみなし、委託するのであれば、(1)適正処理など「自ら処理」に伴う排出者の義務・責任は引き続き排出者が負う、(2)グループ会社であるので、委託先の処理能力を委託者は十分判断できる、(3)親会社からの委託の場合には、委託先の業務の管理も可能である、ことから、適正処理を担保することができる。なお、事業場の外で「自ら処理」を行う事業者は、帳簿の作成が義務付けられており、企業グループ内での処理を「自ら処理」としても自治体が処理状況等を確認することは可能である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(2)	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する排出者責任の特例措置
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第21条の3
要望の具体的内容	<p>建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が排出事業者としての責任を負うという原則は変えずに、発注者の同一事業場内で再利用されることが確実であると認められる場合については、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させた上で、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができる例外を設けるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>建設工事に伴い生ずる廃棄物については、2010年の廃棄物処理法改正により、元請業者に処理責任が一元化された。しかし、大規模な工場内での建設工事においては、同一事業場内で土木建設工事が非連続かつ頻繁に行われることが多いため、工事の発注者が自らの工場の中で再利用等を行った方が効率的な場合もある。</p> <p>たとえば、前の建設工事で発生したコンクリートがらなどは、同一事業場内の次の工事で使用されることが望ましい。しかし、現行の法制度の下では、元請業者が排出者となるため、発注者の事業所内に廃棄物を留めておくためには、元請業者から発注者に処理を委託する必要がある。そのため、元請業者は、数ヶ月間発注者の工場内に留めておけば次の工事で使用できる廃棄物であっても事業場外に移動させて、有効利用先を探すか処分先を探す必要がある。</p> <p>一方、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができれば、前の工事で発生したコンクリートがらなどは、広大な敷地の同一事業所内で適切に保管され、次の工事で建設材料として使用できるため、元請業者と発注者の適切な役割分担により、副産物の効率的なリサイクルが進む。また、輸送効率が上がるため、地球温暖化対策の観点からも有効である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(3)	廃棄物該当性の判断基準の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条 環廃産発第050812003号
要望の 具体的内容	<p>環廃産発第050812003号「行政処分の方針について(通知)」において、廃棄物または有価物の判断要素の基準のひとつである「通常の取扱い形態」として、「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記載がある。</p> <p>しかし、廃棄物として通常処理していても、製品としての市場が形成され、有価でリサイクル業者に売却しているケースが存在する。そこで、実態と合わない上記通知の「通常の取扱い形態」を見直すべきである。例えば、「廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記述の削除が考えられる。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>廃棄物に該当するかどうかは、(1)物の性状、(2)排出の状況、(3)通常の取扱い形態、(4)取引価値の有無、(5)占有者の意思を、総合的に勘案して判断される。このなかの「(3)通常の取扱い形態」については、「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」とされている。</p> <p>しかし、廃棄物として通常処理されていても、有価物として売却できるケースが実際に存在している。例えば、燃料へのリサイクルが可能な廃油については、廃棄物として通常扱われるが、有価でリサイクル業者に売却することが可能である。そのため、当通知の「(3)通常の取扱い形態」は実態とは矛盾する基準となっており、この基準があるがために、廃棄物として通常処理されていれば、有価で売却していても、廃棄物処理法上の廃棄物として見なされてしまう可能性がある。現在、廃棄物としていたものを有効利用製品として市場を形成させていくことが求められており、本基準は廃棄物の有効利用促進を阻害していると考えられる。</p> <p>当通知の「(3)通常の取扱い形態」を見直すことで、廃棄物の有価物化が促進され、経済上価値のある資源の有効活用、また廃棄物の削減に繋がることが見込まれる。</p> <p>なお、(3)の「廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記述を削除したとしても、他の判断基準により、廃棄物の適正処理は担保できる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(4)	廃棄物の定義等の明確化
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条 環廃産発第050812003号 衛産第79号
要望の 具体的内容	<p>(1)有価物として再販売するかが未定の下取り品、(2)二重の下取りを行う製品(販売業者が下取りを行った製品を、製造業者が再度下取りするケース等)、(3)顧客に納入した製品のメンテナンスにより発生する交換部品や油脂類、(4)製品の設置工事で発生する廃棄物について、(a)どの段階から廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するか、(b)「廃棄物」に該当する場合に排出者責任は誰にあるのか(製品の販売業者、販売業者から委託された業者、製品の購入者等)、(c)「廃棄物」に該当する場合に処理業の許可は必要か、具体的なケースを想定し、通知等により明確化すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>製品の販売等に伴って生じる廃棄物については、平成12年9月29日衛産第79号において、「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること」と通知されているが、上記(1)~(4)の(a)~(c)については明確化されておらず、自治体によって判断が異なる。</p> <p>例えば、「(2)二重の下取りを行う製品」について、販売業者が下取りをした製品を、製造業者が再度下取りをする際、収集運搬を行う製造業者に収集運搬業の許可が必要かどうかの判断が自治体によって異なっている。</p> <p>廃棄物の定義等については、様々な通知等が出されているが、さらなる明確化を行うことで、自治体の判断のブレが解消され、廃棄物処理法が全国で統一して運用されることが期待される。同時に、業者等が非意図的に法律違反をしてしまうことが避けられる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課

4-(5)	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物該当性の判断基準の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条 環廃産発第050812003号
要望の 具体的内容	<p>資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要である。そこで、バイオマス燃料に関して廃棄物該当性の判断基準を見直し、バイオマス発電を推進すべきである。具体的には、バイオマス発電事業者がバイオマス燃料を輸送し、発電に用いる際に限り、廃棄物該当性の判断基準である「通常の見扱い形態」の適用除外、「取引価値の有無」の緩和(例えば、購入価格のみで判断し、運送費は考慮しない等)を行うべきである。</p> <p>また、国は、バイオマス燃料が廃棄物に該当するかどうかの明確な判断基準を策定すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>廃棄物に該当するかどうかは、(1)物の性状、(2)排出の状況、(3)通常の見扱い形態、(4)取引価値の有無、(5)占有者の意思を、総合的に勘案して判断することになっている。</p> <p>「(3)通常の見扱い形態」では製品の市場性が問われるが、新規開発した廃棄物由来燃料の場合は、市場に流通した前例がないため、(3)について判断することはできないと評価されている。</p> <p>また、「(4)取引価値の有無」により、「逆有償＝廃棄物」と判断され、遠方へ運ぶほど運賃が高くなり、その結果、バイオマス燃料が廃棄物と見なされてしまう。そのため、販売先が限定され、バイオマス燃料の有効利用が阻害されている。上記基準の緩和にあたっては、バイオマス発電事業者がバイオマス燃料を輸送し、発電に用いる際に限ることにより、適正処理を担保できると考えられる。</p> <p>なお、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、バイオマス燃料に関して廃棄物か否か判断する際の輸送費の見扱い等の明確化は、平成24年度に検討し、結論を出すとしている。その際は、以上の点も踏まえ、一定の条件の下で輸送時も廃棄物とみなさない方向で検討を進めるべきである。</p> <p>他方、5項目全てを満たしていなくても各都道府県が総合的に判断して有価物と認めれば、廃棄物由来製品を有価物として取り扱うことは可能である。しかし、実態としては国の明確な判断基準が無いことにより、各都道府県で先進的な判断が求められ、結果として慎重な判断(廃棄物に該当)が下されるケースが多く、また、判断基準にも地域間の差が生じている。そのため、バイオマス燃料が廃棄物に該当するかどうかについて、国が明確な判断基準を策定すべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(6)	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物処理施設設置規制の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条、第8条の2、第15条、第15条の2
要望の具体的内容	<p>資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要である。そこで、バイオマス発電設備に関して廃棄物処理施設の許可規制を見直すべきである。例えば、再生可能エネルギー固定買取制度で認定されたバイオマス燃料だけを熱利用する施設については、バイオマス燃料が廃棄物か有価物かの分類に関わらず廃棄物焼却炉の規制を適用しないこととすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>廃棄物を受け入れるバイオマス発電設備を設置する場合、廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。そのため、資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要であるにもかかわらず、バイオマス発電設備の設置がなかなか進まないのが現状である。</p> <p>バイオマス発電設備に関して廃棄物処理施設の許可規制を見直すことで、既存のバイオマス発電設備において柔軟な燃料選択が可能となり、資源リサイクルと地球温暖化対策の充実に資する。また、着工までに何年も要する廃棄物焼却炉の規制を受けずに新規のバイオマス発電所が建設できれば、地球温暖化対策の一層の加速につながる。</p> <p>なお、バイオマス発電設備は、大気汚染防止法に定められた環境基準を遵守することが義務付けられており、廃棄物焼却炉と比べて大気環境が悪化する事態は想定し得ない。廃棄物焼却炉に定められた固有の管理項目としてダイオキシンがあるが、燃料に塩素が含まれなければダイオキシンは発生しないため、燃料中の塩素濃度を管理すればダイオキシンの発生を抑制することも可能である。また、燃焼温度に焼却炉と同等の規定を設ければ、ダイオキシンの分解も可能である。加えて、発電を目的としているため、廃棄物の適正処理の観点からも問題がない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課

4-(7)	産業廃棄物管理票写しの送付期限の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3 同法施行規則 第8条の23、第8条の25
要望の 具体的内容	<p>産業廃棄物の運搬受託者かつ処分受託者である業者について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の排出事業者への送付期限を延長すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>産業廃棄物の運搬受託者、処分受託者は、当該運搬、処分が終了した日から、それぞれ10日以内に産業廃棄物管理票を排出事業者(管理票交付者)に送付しなければならない。そのため、運搬と処分の両方を受託する業者は、処分には一定の時間を要する関係上、2回に分けて管理票を送付せざるを得ない状態となっている。</p> <p>加えて、処理業者には、一般的に月に1度請求書を送付する事務も発生している。したがって、運搬と処分の両方を受託する業者は、同じ排出事業者に対し、月に3度書類等を郵送する事態が生じる場合がある。しかし、法遵守のためこれらを別々に行うことは非常に煩雑で非効率な作業であり管理も困難で、事業者側も処理業者側も大きな事務負担となっている。</p> <p>本期限は、排出事業者が廃棄物の適正処理が行われたことを速やかに確認するための制度であるが、運搬と処分の両方を受託する業者については、運搬終了後の管理票を、処分終了後の管理票と同時に送付することも認めたとしても、排出事業者が処理確認を行う上で何ら支障はなく、また、運搬終了後の管理票の送付がなくても、処理業者が廃棄物を処理中であることは明らかであり適正処理を担保することはできる。</p> <p>こうした制度が認められれば、マニフェスト返却等の事務をまとめて行うことが可能となり、処理業者のみならず受取る側の事業者にとっても事務作業の軽減につながる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(8)	再生利用が確実に担保されている廃棄物の取扱いの見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条 環整43号通知
要望の具体的内容	<p>古紙・くず鉄・空き瓶・古繊維以外でも、再生利用が確実に担保されているものについては、その判断について何らかの基準(ペットボトルについては洗浄済である等)を設けたうえで、廃棄物としての規制を緩和すべきである(例えば、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なす等)。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」を扱う際、産業廃棄物処理業の許可は不要とされており、昭和46年10月16日環整43号通知において、古紙・くず鉄・空き瓶・古繊維がそれに該当すると規定している。現在では、この4品目以外にも再生利用が確実に担保されているもの(例:ペットボトル、発泡トレー等)は存在するが、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」とは見なされていない。そのため、再生利用が確実に担保されていても、「産業廃棄物」としての規制(収集運搬業の許可、契約書の締結、産業廃棄物管理票の交付等)を受けることとなり、効率的な再生利用が阻害されている。</p> <p>例えば、小売業者が自主的に店頭回収したペットボトルや発泡トレー等について、自治体が財政状況等の理由により回収できなかった分は、小売業者がリサイクル業者に売却している。しかし、リサイクル業者に売却する際、有価で取引されても輸送費との関係で産業廃棄物として見なされ、処理業の許可を持たない小売業者の自社便で運搬を行うことができない。そのため、収集運搬業者に運搬を委託することとなり、ペットボトルや発泡トレーなどの再生利用に膨大なコストがかかっている。</p> <p>再生利用が確実に担保されているものについては、その判断について何らかの基準(ペットボトルについては洗浄済である等)を設けたうえで、廃棄物としての規制を緩和することにより(例えば、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なす等)、再生利用の推進と廃棄物の発生抑制が効率的に行えるようにすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(9)	産業廃棄物処理管理票交付状況の報告様式の統一
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3 同法施行規則 第8条の27
要望の具体的内容	<p>廃棄物の適正処理に事業者が注力できるよう、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況の報告様式等を環境省指定のフォーマットに統一するよう、各都道府県に対し引き続き働きかけていくべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>マニフェスト交付状況の報告書は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年、廃棄物処理法施行規則第8条の27による様式第三号を用いて作成し、当該事業場の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>日本各地に工場等を持つ事業者は、多くの都道府県にマニフェストの交付状況を報告しなければならないが、都道府県ごとに報告様式が異なるため、非常に事務負担が大きくなっている。例えば、多くの都道府県は廃棄物処理法施行規則第8条の27による様式第三号を使用している一方で、追加で情報を要求する都道府県が存在する（大阪府、愛知県などは、産業廃棄物の独自の種類コード、独自の住所コード、処分方法等の記入も要求）。また、報告様式のファイル形式も、都道府県によってexcel形式とword形式が混在している。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（2010年9月10日閣議決定）においては、「マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体的対応を行うべく平成22年度に検討、結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講じる」とされており、これを受け環境省は「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について（平成23年3月31日付事務連絡）」により、各都道府県に対し、法定の統一様式の遵守について依頼したところである。</p> <p>しかし、2012年度の報告時点では、上記の例のように改善されていない自治体も存在するため、国は、各都道府県に対し、法定の統一様式を遵守するよう引き続き働きかけていくべきである。また、上記の事務連絡を環境省Webサイトに公開すべき。こうすることで、排出事業者は各都道府県へ要望しやすくなる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(10)	産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類の様式の統一
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条  同法施行規則 第9条の2  環廃産発060331001号</p>
要望の具体的内容	<p>廃棄物の適正処理に事業者が注力できるよう、産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類の全国での統一に向け、引き続き各都道府県に働きかけるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>産業廃棄物収集運搬業の許可を申請するには、廃棄物処理法第9条の2による様式第六号による申請書のほか、同条に掲げられた書類及び図面を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならないとされている(許可の更新を申請する際も、一部を除いて提出する必要がある)。</p> <p>しかし、自治体によって、申請書類の様式が異なり、収集運搬業の許可手続きに多くの手間と時間を要している。</p> <p>各都道府県の申請書類の様式を統一すれば、1書式の作成のみで全ての都道府県への対応が可能となり、事務手続きが簡素化できる。</p> <p>なお、環廃産発060331001号(「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について)において、環境省は、各都道府県に対し、申請書類の様式の統一を要請したところであるが、申請書類の様式の統一は進んでいないのが実態である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(11)	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条、第15条
要望の具体的内容	<p>廃棄物処理法上の許可申請手続について、電子化を進めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事に対し、個々に行わなければならない、膨大な事務処理が必要とされている。</p> <p>全国的な情報システムを構築し、事業者がインターネットを活用することにより、複数の都道府県に対して申請手続を一括して行うことができれば、事務負担の大きな軽減につながる。</p> <p>なお、一昨年(2019年)の政府回答では、「電子化は将来的な許可申請の在り方の一つとしては考えられるが、まずは許可申請書類の簡素化や様式の統一化を図ることが優先である」と指摘されているが、電子化を、書類の簡素化や様式の統一化のインセンティブとして活用することも可能であり、並行して進めるべき課題である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(12)	汚泥の脱水施設の取扱いの見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条  同法施行令 第7条  環整第45号、環廃産発第050325002号</p>
要望の具体的内容	<p>生産工程の一部として組み込まれた汚泥の脱水施設について、当該工場又は事業場内の生産工程以外から発生した汚水を処理していても、廃棄物処理施設に含まれないようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>汚泥の脱水施設が廃棄物処理施設に含まれるかどうかについては、環整第45号において「独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント(一定の生産工程を形成する装置をいう。)の一部として組み込まれたものは含まない」としている。また、環廃産発第050325002号において、廃棄物処理施設に該当しない要件として、(1)当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること、(2)脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと、(3)当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること、と掲げられている。</p> <p>上記(2)、(3)の要件が満たされていれば、生活環境への影響は生じないと考えられ、(1)において、「生産工程本体から発生した汚水のみを処理する」装置に限る必要はない。当該工場又は事業場内の生産工程以外から発生した汚水を処理していても、廃棄物処理施設に含まれないようにすべきである。</p> <p>なお、都道府県によっては、実際に、工場内の食堂の排水等の排水設備が水処理工程内に組み込まれている場合にも、廃棄物処理施設でないとして認められている例もあり、行政・事業者双方の事務負担軽減、予見可能性の向上の観点から、少なくとも解釈を明確化・統一すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(13)	県外産業廃棄物流入規制の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第11条
要望の具体的内容	<p>都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制の見直しを図るべきである。</p> <p>最低でも、事前協議の運用にあたっては、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子化を進めるなど手続きの簡素化に努めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。</p> <p>たとえば、産業廃棄物となる食物残渣をサーマルリサイクルする際、県によっては県外からの廃棄物の収集を認める場合と認めない場合がある。これにより、一部の食物残渣しか肥料として再利用されず、産業廃棄物をエネルギー資源として有効利用できていない。</p> <p>環境省は「必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、都道府県等に働きかけている」とのことだが、引き続き都道府県等に働きかけを行うことが求められる。また、都道府県等に対し通知等を発信するのであれば、その内容を環境省Webサイトで公開すべき。こうすることで、排出事業者は各自治体へ要望しやすくなる。</p> <p>なお、中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(2010年1月25日)において、国は、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策についてその内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し撤廃又は緩和を働きかけるべきであることが意見具申されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(14)	広域認定制度における他社製品の処理の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の9、第15条の4の3 同法施行規則 第6条の15、第12条の12の8
要望の具体的内容	<p>広域利用認定制度において、同一性状の他社製品の処理受託を可能とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>廃棄物処理法は、環境大臣が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定することにより、廃棄物処理業に関する自治体ごとの許可を不要とする広域認定制度を規定している。製品の性状、構造を熟知しているメーカー等に広域的な廃棄物処理を行わせることで資源の有効利用を目指している本特例制度を充実させれば、一層の資源循環が期待できる。</p> <p>しかし、現在の運用では、同一性状の製品であっても他社製品は認定対象となっていない。そのため、資源として有効利用されるのは、広域認定制度を積極的に利用しているメーカー等の製品にとどまる。また、複数社の製品が混在している場合、排出者が分別し、各社に処分依頼を出す必要があり、事務負担や運搬費が大きくなってしまふ。</p> <p>とりわけ情報通信機器は、世界的に機器の標準化・規格化が進んでおり、ハードウェアについてはメーカー等による相違はほとんどない。そのため、他社品でも同等の適正処理を行うことは可能である。効率の高い適正処理と資源の有効利用をより一層進めるためには、同一性状の他社製品の処理受託を可能とすべきである。</p> <p>なお、一昨年政府回答では、「同種の製品であっても認定の対象とできるよう、実態を踏まえつつ、検討を行っているところ」とされている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課

4-(15)	広域認定制度の対象となる一般廃棄物の追加
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の9 同法施行規則 第6条の13
要望の具体的内容	<p>広域利用認定制度の対象となる一般廃棄物に廃衣類(衣料用繊維製品が一般廃棄物となったもの)を追加すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>廃棄物処理法は、環境大臣が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定することにより、廃棄物処理業に関する自治体ごとの許可を不要とする広域認定制度を規定している。製品の性状、構造を熟知しているメーカー等に広域的な廃棄物処理を行わせることで資源の有効利用を目指している本特例制度を充実させれば、一層の資源循環が期待できる。</p> <p>制服・作業服などの産業廃棄物は広域的処理に係る特例制度の対象となっているが、一般廃棄物として排出される廃衣類は対象外であるため、企業によるリサイクル推進の阻害要因となっている。廃衣類が対象品目として追加されれば、広域的な回収・リサイクルが可能となり、繊維製品のリサイクル拡大に繋がるのが期待できる。</p> <p>環境省は、平成23年3月15日付で「広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃幼児用補助装置、廃衣類等を追加することに対する意見の募集(パブリックコメント)」を実施(平成23年4月15日まで)し、廃衣類の追加を検討しているが、現時点で意見募集の結果や対応について、何も示されていない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

4-(16)	産業廃棄物の収集運搬に伴う積替保管のみの許可制度の新設
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条 同法施行令 第6条
要望の具体的内容	産業廃棄物の収集運搬業許可に含まれる積替保管の許可を分離し、積替保管のみの業許可を新設すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>産業廃棄物の収集運搬に伴う積替保管については、実際に運搬を行わなくても、収集運搬業の許可が必要になる。しかし、積替保管場所を管理する港湾施設管理業者は、収集運搬車両を保有していないことが多く、収集運搬業の許可を取得できない。また、船舶業者が全国各港で積替保管を含む収集運搬業許可を取得することは非常に困難である。そのため、港湾施設管理業者は、港湾施設に搬入する収集運搬業者に積替保管場所を貸与し、搬入運搬業者が積替保管を含む収集運搬業の許可を取得しているのが実態である。</p> <p>積替保管場所は一般貨物の荷役にも用いる場所であることが多く、実務上、積替保管ができる期間は、廃棄物運搬船の停泊時に限られる。そのため、多くの場合、1日以内で港湾施設内の積替保管場所に大量(数千トン)に運搬し、船舶に積み込むことが必要となる。しかし、収集運搬業許可の規制により、積替保管場所へ運搬することができる業者は、1社に限られている。よって、当該業者のみで短納期かつ大量運搬に備えた運搬車両の台数を確保することが困難であり、船舶への積み込み作業に支障がある。</p> <p>そこで、土地管理者である港湾施設管理者が積替保管の許可を取得できれば、より適正な場所管理とリサイクル目的の船舶運送が促進され、輸送の際のCO2の削減、リサイクル促進につながる。また、倉庫業が積替保管事業に参加できることにより、物流倉庫の活用による、リサイクルの促進が期待できる。</p> <p>なお、港湾施設管理者が積替保管業者となることで、自社の土地で責任を持って積替保管を行えるので、貸与の場合と比べ、廃棄物の適正処理のインセンティブが働く。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(17)	建設基準法における廃棄物処理施設の新築・増築規制の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	建築基準法 第51条 同法施行令 第130条の2の3 国住街第255号
要望の具体的内容	<p>建設基準法における廃棄物処理施設の新築・増設規制について、設置する施設の種類の種類、設置する地域などを考慮したうえで緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>都市計画区域内において、廃棄物処理施設は、都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増設は原則認められていない。ただし、(1)特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合、もしくは(2)一定の規模の範囲内であれば、新築・増設が認められる。</p> <p>廃棄物処理施設を新築・増設する際、(2)に該当しなければ、事業者は(1)に基づいて特定行政庁に申請するが、手続に長期間を要するため、経済損失を招いている。現在、平成24年3月30日国住街第255号「建築基準法第51条ただし書き許可に係る運用について」の通知が国土交通省から出され、地方自治体には手続の迅速化等が要請されているが、手続があること自体が大きな負担となっている。</p> <p>そこで、廃棄物処理施設の新築・増設が進むよう、「(2)一定の規模の範囲」の基準(建築基準法施行令に規定)を緩和すべきである。例えば、廃棄物処理施設の一日の処理能力の基準について、がれき類や木くずの破碎施設は100トンとされているが、廃プラスチックの破碎施設は6トンと厳しく、その理由も不明確であるため、廃プラスチックについての基準を緩和すべきである。また、工業専用地域及び工業地域での新築・増設に限って緩和するなど考えられる。こういった地域ならば、周辺住民への影響も少なく、また立地にも適している。</p> <p>「(2)一定の規模の範囲内」の基準を緩和することで、事業者、行政双方の負担が軽減される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

4-(18)	JIS規格石炭灰の保管・輸送時の廃棄物処理法適用除外
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条  資源の有効な利用の促進に関する法律 第2条  同法施行令 第7条</p>
要望の具体的内容	<p>資源有効利用促進法の指定副産物とされている電気業の石炭灰について、JIS規格等の徹底した品質管理を行っている場合は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである(例:事業者自らがセメント等の製品原料として加工(粒度等を均質化)したJIS規格石炭灰は、産業廃棄物に該当しない等)。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>電気業の石炭灰は、資源有効利用促進法の指定副産物に該当し、有効利用に向けた取り組みが求められている。こうしたなか、電気業の石炭灰について、JIS規格化等の厳正な品質管理を行い、セメント原料等として有償譲渡(売却)しているものがある。</p> <p>しかし、少量販売や遠方販売においては、輸送費が販売額を上回るため、産業廃棄物と見なされる。そのため、(1)産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となり、輸送業者・車両・手段が限定される、(2)市場が狭くなり石炭灰の価格が低下せず利用が進まない、(3)保管場所の届出が必要になる、といった問題が生じ、流通拡大の支障となっている。</p> <p>そこで、石炭灰を廃棄物処理法の適用除外とすることで、(1)産業廃棄物収集運搬車両以外の様々な輸送手段が活用でき、流通コストやJIS規格石炭灰の価格を低減することができる、(2)販売価格の低減で石炭灰の利用者が増加する、(3)排出事業者側、引取者側ともに産業廃棄物保管場所の届出が不要となる、といった利点が生じ、リサイクルの推進に繋がる。</p> <p>なお、JIS規格化等の厳正な品質管理を行うことで、石炭灰が不適正に取り扱われることはないと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(19)	プラスチック製容器包装の再商品化の際にセメントキルンに課せられる基準の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条同法施行令 第1条 「プラスチック製容器包装に係る固形燃料等の燃料として利用される製品を得るための施設等に関する技術指針」(平成19年3月) ほか
要望の具体的内容	<p>プラスチック製容器包装の再商品化にあたって、セメント工場での受け入れを進めるため、セメントキルンに課せられる「エネルギー利用率の基準(96%以上)」を緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成18年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号)において、「プラスチック製の容器包装の再商品化に当たっては、まず、(中略)としての利用を行い、それによっては円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する。当該燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図ることとする。」と規定されている。</p> <p>また、「プラスチック製容器包装に係る固形燃料等の燃料として利用される製品を得るための施設等に関する技術指針」(平成19年3月)では、固形燃料等利用施設は、96%以上のエネルギー利用率を満たすことが求められている。</p> <p>当該技術指針には、セメントキルンにおいてプラスチック製容器包装を使用する際のエネルギー利用率の計算方法も明記されているが、96%以上のエネルギー利用率では、セメント工場で受け入れ処理することができない。そのため、セメント工場におけるプラスチック製容器包装のリサイクルが阻害されている。そこで、セメントキルンに課せられたエネルギー利用率を緩和すべきである(例えば、75%以上に緩和する等)。</p> <p>なお、当該技術指針には、「エネルギー利用率については今後必要に応じて見直しを行う。」と明記されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 環境省大事官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物リサイクル課

4-(20)	容器包装リサイクル法における再商品化実施委託金等の支払い方法の見直し
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第11条、第12条、第13条、第24条 同法施行規則 第21条
要望の具体的内容	<p>特定事業者が指定法人に対して再商品化実施委託金・拠出委託金を支払う方法について、別の方法も認めるべきである(例えば、実際に再資源化された量および実際の負担額に基づき支払いを行う等を法の施行規則へ明記する)。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>指定法人は、再商品化業務にあたって、その実施方法、委託料金の額の算出方法等について、再商品化業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないとされている。</p> <p>特定事業者は、本規定に基づき、容器包装廃棄物の再商品化を指定法人に委託する際、当該年度の排出見込み量を基に再商品化実施委託料金、拠出委託料金を指定法人に支払う必要があり、精算は翌年度(再商品化事業に使用した実績総費用と、特定事業者が負担した「予定」実施委託料金等の総額との間に生じる過不足について精算)と翌々年度(確定した拠出金額と特定事業者が負担した「予定」拠出委託料金の総額との間に生じる過不足について精算)の二年間にわたって行われる。</p> <p>コンピューターシステムで加盟者全体を管理するフランチャイズ事業の事業者が、加盟者の分もまとめて管理して委託金を支払うことは、非常に効率的であり、また、容器包装廃棄物の排出量を的確に把握することで、容器包装廃棄物にかかる取り組みを一体的に推進することができる。しかし、加盟者の契約が終了した場合(閉店等)、元加盟者の連絡先等の把握が困難となるにもかかわらず、委託金の精算手続きを二年間にわたって行うことは非常に大きな事務負担となる。</p> <p>そこで、実際に再資源化された量およびその際の負担に基づき委託金を支払う方法を採用できるようにすることで、精算を行う必要がなくなり、事務手続きが簡素化される。なお、特定事業者が指定法人に対して容器包装廃棄物の排出見込み量の報告を行うこととすれば、指定法人の事業計画の策定等への支障は起きないと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

4-(21)	バイオマス発電の普及に向けた食品リサイクル法の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令 第2条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第6項の基準を定める省令 ほか
要望の具体的内容	<p>バイオマス発電の普及に向け、食品リサイクル法における再生利用等実施率の計算方法を見直すべきである(「食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径75km圏内にないこと」という熱回収を計算に含めるための条件の削除等)。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>食品リサイクル法は、「食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量(食品循環資源の再生利用等)」を目的としている。これを受け、食品関連事業者には、食品循環資源の再生利用等実施率についての一定の目標が設定される。</p> <p>こうしたなか、再生利用等実施率に熱回収分を含める条件としては、当該食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径75km圏内にないこと等が挙げられている。この条件により、バイオマス発電の推進が阻害されている。</p> <p>上記の条件は、熱回収(サーマルリサイクル)よりも再生利用(マテリアルリサイクル)を優先する観点から設けられたものと考えられる。現在では、資源のリサイクル・有効利用を考える際、温暖化対策の観点も非常に重要な要素である。そこで、熱回収(サーマルリサイクル)の価値を再生利用(マテリアルリサイクル)の価値と同等に考え、上記の「半径75km圏内」という条件を撤廃することで、バイオマス発電を普及していく必要がある。</p> <p>なお、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件のあり方について、平成24年度検討開始、平成25年度中を目途に結論を出すとされている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

4-(22)	グリーン購入法における総合評価値の算出方法の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 第6条 環境物品等の調達の推進に関する基本方針
要望の 具体的内容	<p>グリーン購入法において調達基準が定められたコピー用紙、印刷用紙の総合評価値の算出方法について、「その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ(植林木、国産材、再・未利用材等)利用割合」の重み付けを、森林認証材パルプ利用割合や間伐材パルプ利用割合と同等にすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定めている。本基本方針において、政府が調達するコピー用紙、印刷用紙については、総合評価値による調達基準が定められている。総合評価値の算出にあたっては、(1)森林認証材パルプ利用割合、(2)間伐材パルプ利用割合、(3)その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ(植林木、国産材、再・未利用材等)利用割合などが加算項目として挙げられているが、(3)については重み付けが(1)、(2)の半分になっている。</p> <p>しかし、この重み付けの違いについての合理性は乏しく、(3)は、(1)(2)と同様の環境配慮価値を有している。</p> <p>そこで、(3)について本来の環境価値を反映させ、基準を変更することによって、調達基準を満たす製品供給の推進が容易になり、結果的に本来の目的である古紙利用が進むものと考え。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省総合環境政策局環境経済課

4-(23)	特定産業廃棄物の基準の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 第24条
要望の具体的内容	<p>放射性物質汚染対処特措法における特定産業廃棄物について、放射性物質による汚染の濃度が十分に低いものについては、通常の産業廃棄物とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>産業廃棄物のうち、事故由来放射物質によって汚染され、又はそのおそれがあるものは、特定産業廃棄物に該当する。これにより、1都9県において、生産活動により発生する紙やフィルムなどの産業廃棄物を焼却し、廃熱ボイラで蒸気を製造して熱回収する設備から排出される飛灰は、放射性物質の濃度が8000Bq/kg以下であれば、特定産業廃棄物に該当する。</p> <p>特定産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく処理基準を遵守する必要がある。また、特定産業廃棄物の処分の用に供される廃棄物処理施設や一定地域に所在する廃棄物処理施設は、特定産業廃棄物処理施設に該当し、当分の間、廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく維持管理基準を遵守し維持管理する必要がある。</p> <p>事業者は、本特定産業廃棄物の処理を自ら行うことができない場合、廃棄物処理法や放射性物質汚染対処特措法に基づき、処理業者に委託することとなる。</p> <p>しかし、処理業者の多くは、特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準を満たす施設を所有していても、地域住民からの抗議を恐れ、特定産業廃棄物の受入を拒否している。そのため、処理先が決まらない飛灰が事業所内で増え続けており、廃棄物処理法の保管基準を守れない事態に近付いている。埋め立て処理をすることは可能であるが、循環型社会構築の観点から埋め立てよりも路盤材などにリサイクルをすることが望ましい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

4-(24)	土地の形質変更時の届出の簡素化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	<p>土壌汚染対策法 第12条、第14条 同法施行規則 第53条、第58条</p>
要望の具体的内容	<p>形質変更時届出区域内における工事について、前もって都道府県知事に工事内容(汚染等の拡散を防止する手段等も含む)を届け出る制度を設け、当該届出に当てはまる工事については、土壌汚染対策法12条の届出を不要化する等により、手続きの簡素化を図るべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>土壌汚染対策法14条では、自主的な土壌汚染状況調査によって土壌汚染が判明した場合などには、土地の所有者等が都道府県知事等に区域(形質変更時届出区域)の申請を行うことができる。</p> <p>また、「形質変更時届出区域」に指定されると、土地の形質の変更をする場合、土壌汚染対策法12条により、工事着工14日前までに都道府県等に届け出る必要があり、(1)基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止すること、(2)基準不適合土壌が当該形質変更時届出区域内の帯水層に接しないこと、(3)土地の形質変更後に人の健康に係る被害が生ずる恐れがないことが満たされていないと、都道府県知事は計画の変更を命ずることができるとされている。</p> <p>以上により、埋設配管等の突発的な工事等が必要になった場合であっても、工事着工までに時間がかかることとなる。そのため、土壌汚染対策法14条の申請が躊躇される。</p> <p>そこで、前もって都道府県知事に工事内容(汚染等の拡散を防止する手段等も含む)を届け出る制度を設け、当該届出に当てはまる工事については、土壌汚染対策法12条の届出を不要とすることで、形質変更時届出区域となっても、行政手続による工事着工遅れが回避できる。また、土壌汚染対策法14条の申請も進むと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課

4-(25)	地下水汚染調査にかかる手続きの簡素化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	<p>土壌汚染対策法 第7条 同法施行規則 第38条、第39条、第40条</p>
要望の具体的内容	<p>土壌汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていないことがわかった土地について、地下水モニタリングを行う際、地下水汚染等の問題がなければ、申請をしなくても段階的にモニタリング頻度の低減をできるように徹底すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>土壌汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていないことがわかった土地については、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、その結果を都道府県知事に報告しなければならないとされている。</p> <p>本規定により、地下水モニタリングの結果、地下水汚染のおそれがない場合は、自動的に地下水モニタリングの頻度は低減すると解釈できるが、自治体によっては、地下水モニタリングの頻度の低減にあたって申請を必要としており、受理されなければ頻度を下げることができない。</p> <p>地下水汚染が生じていなければ、申請をしなくても段階的に地下水モニタリング頻度の低減をできるようにすることで、モニタリング費用を削減することができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課

4-(26)	土地の形質変更時の届出にかかる要件の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	<p>土壌汚染対策法 第4条  土壌汚染対策法施行規則 第22条、第25条</p>
要望の具体的内容	<p>臨海部の工業専用地域等において、(1)該当土壌を敷地外に搬出しない、(2)形質の変更に伴い、周辺に土壌流出が生じない、(3)工事期間中、汚染のおそれのある建設残土や地下水のモニタリングを行うこと等を条件に、3000㎡以上の土地の形質変更を行う際の届出を不要とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>土壌汚染対策法第4条により、3000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、①該当土壌を敷地外に搬出しない、②形質の変更に伴い、周辺に土壌流出が生じない、③形質の変更に伴う部分の深さが50cm以下の場合、届出は不要とされている。また、都道府県知事が、当該土地について、特定有害物質によって汚染の恐れがあると認めた場合、事業者は、指定調査機関による土壌調査を行い、その結果を都道府県知事に報告する必要がある、場合によっては半年程度の調査期間を要する。</p> <p>しかし、事業誘致に関しては、タイムリーな事業開始が競争力強化において最も重要なポイントであり、土壌調査に時間を要することによる事業タイミングの遅延、もしくは、時間的制約から国内立地の回避という可能性も高く、わが国の競争力を低下させる一因となる。また、既存製造所内で早期事業開始を検討する場合は、計画を3000㎡未満に抑えるなど、計画に支障をきたす場合がある。</p> <p>なお、③を届出不要の要件から削除しても、臨海部の工業専用地域等において、①②を満たし、加えて、工事期間中、地下水のモニタリング等を行い、その結果を都道府県知事に報告することとすれば、地下水の飲用等の観点や土壌の直接摂取の観点から、環境リスクは小さいと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課

4-(27)	行政による土壌汚染物質の自然由来の証明
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	土壌汚染対策法 第3条 同法施行規則 第10条の2
要望の具体的内容	<p>土壌汚染状況調査により発見された土壌汚染物質について、それが自然由来の物質である可能性がある場合、その証明は行政が行うべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>土壌汚染状況調査対象地において、特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められている。しかし、自然由来の物質であることを行政に証明するために、事業者には、非常に多くのコストと時間がかかっている。そもそも汚染発生原因が自然由来にもかかわらず、土地の所有者に負担を課すのは不合理である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課

4-(28)	土壌汚染対策法における届出対象の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	土壌汚染対策法 第4条 環水大土発第100305002号
要望の具体的内容	<p>ガスパイプラインの設置にあたって、個々の工事(トンネル工事、ステーション工事)における形質変更届出の提出の有無はそれぞれの面積が3000㎡以上かどうかで判断すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>土壌汚染対策法では一定規模(3000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者に届出を義務付けている。加えて、環水大土発第100305002号において、「同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、(中略)土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3000㎡以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい。」としている。そのため、ガスパイプライン建設工事では公道部分の開削工事も含めて一つのプロジェクト(対象)とみなされるため、個々の工事は3000㎡未満であっても届出が必要となる。</p> <p>ガスパイプラインの設置については、「天然ガスシフト基盤整備専門委員会報告書」において、「関係規制やその運用が建設期間の長期化を招いているケースや合理的な整備ルート計画を制限しているケースも存在する。これらのケースは結果的に、整備事業者のコスト増につながる要因となる可能性もあり、(中略)天然ガスパイプラインの整備に当たっては、必要に応じて現状の関係規制やその運用の精査を行う必要があると考えられる。」と明記されている。そこで、土地の形質の変更の届出については、個々の工事(トンネル工事、ステーション工事)の面積が3000㎡以上かどうかで判断すべき。この見直しにより、土地の形質変更届出およびその調査に係る期間が短縮され、より早期のパイプライン敷設が可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課

4-(29)	特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出に係る例外規定(非常時の緊急作業)の弾力的な運用
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	大気汚染防止法 第18条の15
要望の 具体的内容	<p>特定粉じん(アスベスト)排出等作業を行う場合の届出において、災害その他非常の事態の発生により排出作業を緊急に行う必要がある場合に関しては、例外規定により事後届出が認められている(通常は14日前までの届出が必要)。同様に非常事態後の水平展開等、危険要因を解消するため早期に設備点検を必要とする作業の届出についても、非常事態に実施した緊急作業に準する措置と捉え、事後届出で可とするか、あるいは届出書の受理を以って工事の着工を可能とするなど、例外規定の弾力的な運用を行うべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>2006年10月1日より、石綿を含有する配管類の保温材も大気汚染防止法の届出対象となった。大気汚染防止法では作業開始14日前までの届出が義務付けられているが、ただし書きとして「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。」とあり、事後届出が可能となっている。製油所において、例えば配管腐食で油漏洩等につながる不具合が発生した場合、同様の腐食環境にあると思われる類似の設備・配管等についても速やかに点検すべきところ、現行法では14日間を待たなければ作業を行うことができず、危険要因を放置するリスクがある。例外規定が弾力的に運用されることで、油漏えい等の非常事態に繋がる同様の不具合に対しても、速やかな対応が可能となり、危険要因を放置するリスクを早期に解消することができる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省水・大気環境局大気環境課